**施設利用時の部屋代と食費の負担軽減**

・介護保険施設などの入所及びショートステイ利用時の部屋代（居住費・滞在費）と食費は全額自己負担ですが，所得に応じた負担限度額により軽減する制度があります。

・負担限度額の適用を受けるためには，**申請が必要**です。申請時に，預貯金等の通帳や口座残高の写し等を提出ください。

・対象となる施設は，介護保険施設（特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，介護医療院），地域密着型介護老人福祉施設です。

※通所介護，通所リハビリテーション，小規模多機能型居宅介護などの通所や宿泊サービスの食費・宿泊費，認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の部屋代・食費などは，対象外です。

**負担限度額認定証**



負担段階の認定を受けた人に交付されます。

利用する施設に提示してください。

※被保険者の方がお亡くなりになった場合や，高知市から転出される場合は，介護保険課 給付係　又は各地域の窓口センターへご返却ください。



●第４段階の方は，負担限度額はありません。表内の金額は，国の定める基準費用額です。

●合計所得金額は，額が「ゼロ」を下回る場合は「ゼロ」とします。

お問い合わせは・・・高知市介護保険課　給付係　☎823-9959

（ピンク色）

**令和６年８月から**

介護保険施設を利用した際の居住費等の基準費用額が変更になります

　施設を利用した際に支払う居住費等，食費には基準となる額（下表基準費用額）が定められています。近年の光熱水費の高騰に対し，在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから，令和６年８月から居住費等の基準費用額が変更となります。食費の基準費用額は変わりません。

　これに伴い，１日あたりの部屋代（居住費・滞在費）の負担限度額も変更となります。

**▼基準費用額**

**【１日につき】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 | 食費 |
| 介護老人保健施設介護医療院短期入所療養介護 | 介護老人福祉施設短期入所生活介護 | 介護老人保健施設介護医療院短期入所療養介護 | 介護老人福祉施設短期入所生活介護 | 施設ショート |
| 令和６年７月まで | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円 | 1,171円 | 377円 | 855円 | 1,445円 |
| 令和６年８月から | 2,066円 | 1,728円 | 1,728円 | 1,231円 | 437円 | 915円 | 1,445円 |

**▼１日あたりの部屋代（居住費・滞在費）と食費の負担限度額**

　次の①，②**両方の要件を満たす場合に**負担限度額認定の対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 世帯主および世帯員並びに本人の配偶者（※１）が市町村民税非課税である |
|  | 各段階における預貯金等（※２）が下記の金額を超えていない第１段階：単身 1,000万円　 夫婦 2,000万円第２段階：単身 650万円　 夫婦 1,650万円第３段階①：単身 550万円　 夫婦 1,550万円第３段階②：単身 500万円　 夫婦 1,500万円 |

・40～64歳の第2号被保険者は，利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円　夫婦2,000万円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **【令和６年８月から】** | **居住費（滞在費）** | **食費** |
| **負担段階** | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 | 施設 | ショート |
| 介護老人保健施設介護医療院短期入所療養介護 | 介護老人福祉施設短期入所生活介護 |
| 第１段階 | 生活保護受給者 | 820円880円 | 490円550円 | 490円550円 | 320円380円 | ０円 | 300円 | 300円 |
| 　　世帯全員が市町村民税非課税 | 老齢福祉年金受給者 |
| 第２段階 | 課税年金収入額（※３）＋非課税年金収入額（※４）＋その他の合計所得金額が80万円以下の人 | 820円880円 | 490円550円 | 490円550円 | 420円480円 | 370円430円 | 390円 | 600円 |
| 第３段階 | 課税年金収入額（※３）＋非課税年金収入額（※４）＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人 | 1,310円1,370円 | 1,310円1,370円 | 1,310円1,370円 | 820円880円 | 370円430円 | 650円 | 1,000円 |
| 第３段階 | 課税年金収入額（※３）＋非課税年金収入額（※４）＋その他の合計所得金額が120万円超の人 | 1,310円1,370円 | 1,310円1,370円 | 1,310円1,370円 | 820円880円 | 370円430円 | 1,360円 | 1,300円 |

※１・・事実上婚姻関係と同様の事情にある人や，世帯分離している配偶者も含みます。

※２・・現金，預貯金，合同運用信託，公募公社債等運用投資信託，有価証券，金銀などの時価評価額が容易に把握できる貴金属の額（借金や住宅ローンなどの負債は差し引かれます）が，基準額以下の方が対象です。

※３・・詳細については，P８をご参照ください。

※４・・遺族年金（寡婦年金，かん夫年金，母子年金，準母子年金，遺児年金を含む），障害年金も収入に含めます。（弔慰金，給付金などは対象外）